

日本細菌学会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学会は日本細菌学会 (Japanese Society for Bacteriology) という。

(目的)

第2条 本学会は細菌学およびその関連領域の科学の進歩に寄与し社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本学会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会および会務総会の開催
- (2) 日本細菌学雑誌等の発行
- (3) 関連学会と共同して欧文学術誌の編集
- (4) 細菌学の研究、応用、教育等の諸問題に関するわが国専門学者の意見のとりまとめとそれに基づく実行
- (5) 国内における関係諸機関、諸学会との連絡協力およびわが国の細菌学者を代表する機関としての国際的な活動
- (6) 細菌学の研究の奨励およびすぐれた研究に対する表彰
- (7) その他必要と認められる事業

(主たる事務所)

第4条 本会に事務所を置く。

第2章 会 員

(構成員)

第5条 本学会の会員を次の4種類に区別する。

- (1) 正会員 本学会の趣旨に賛同する細菌学関連領域の研究者またはこれに学問的関心をもつ者で第42条第2項に定める会費を納めた者
- (2) 学生会員 第1項に準ずる資格のある大学院学生、学生および生徒で第42条第3項に規定する会費を納めた者
- (3) 名誉会員 本学会に特に功労のあった者で、別に定める規定により推薦された者
- (4) 賛助会員 本学会の趣旨に賛同し、その事業を援助するため所定の会費を納入した団体または個人

(入会)

第6条 正会員の入会申込みは本学会事務所へ行うものとする。

- 2 学生会員の入会申込みは所属教育機関の在学証明書を添え本学会事務所へ行うものとする。

(権利)

第7条 正会員、学生会員、名誉会員は日本細菌学雑誌等の配布を受け、研究業績を学術集会および日本細菌学雑誌等に発表することができる。

- 2 賛助会員は日本細菌学雑誌等の配布を受けることができる。

第8条 正会員、学生会員のうち別に定める資格を持つ者は評議員の選挙権をもつ。

- 2 正会員のうち別に定める資格を持つ者は評議員の被選挙権をもつ。

(資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
 - (4) 3年以上会費を滞納し、かつ催告に応じない者
- (退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第11条 本学会の名誉を傷つけまたは本学会の目的に反する行為があったとき、評議員会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

第3章 役員および役員会

(役員)

第12条 本学会に次の役員を置く

- 理事長 1名
理事 18名以内 (但し理事長を含む)
監事 2名
評議員 評議員選挙細則に定める数

(理事・理事会)

第13条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 評議員の互選によって選ばれる者15名以内
- (2) 正会員のうちから理事長が前項の理事と協議して推薦する者3名以内

第14条 前条の第1号のうち理事の互選により1名を理事長とする。

- 2 理事長は本学会を代表し、会務を統括する。

第15条 理事の任期は選挙の翌年の1月1日から3年とし再任を妨げない。但し3期連続して選出されることはできない。また監事は任期の終了直後に連続して理事となることはできない。

- 2 定期的改選以後に選出された理事の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 理事会は必要に応じ理事長がこれを召集する。

- 2 理事総数の3分の1以上が目的事項を示して理事会の開催を請求した場合理事長は1ヶ月以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 評議員の5分の1以上が目的事項を示して理事会の開催を請求した場合、理事長は1ヶ月以内に理事会を召集し、これを審議し、2ヶ月以内に評議員会に付議しなければならない。
- 4 理事長は理事会の議長となる。

第17条 理事会は理事総数の過半数が出席しなければ議事を行い議決することはできない。

- 2 理事会の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長これを決する。

- 第18条 理事会は本学会の会務を執行する。
- 第19条 理事長に事故ある時は、あらかじめ理事長の指名した理事がその職務を代行する。
- 第20条 理事は庶務、会計、編集、その他の業務を分掌する。
(監事)
- 第21条 本学会に監事2名をおく。監事の選任は別に定めるところによる。任期は選挙の翌年の1月1日から3年とし、再任しない。
- 第22条 監事は理事会の会務執行、資産、および会計の状況を監査する。監査により不正の事実を発見したときはこれを評議員会に報告しなければならない。

(評議員・評議員会)

- 第23条 本学会に評議員をおく。評議員の選任は別に定めるところによる。任期は選挙の翌年の1月1日から3年とし再任を妨げない。
- 第24条 評議員会は評議員をもって組織し、次の事項を審議、決定する。
- (1) 年次学術総会長の決定
 - (2) 予算の決定と決算の承認
 - (3) 会員の身分に関する件(会員の除名処分など)
 - (4) その他必要な事項
- 2 会則の変更に関しては、評議員会における議決の後、総会の決議を必要とする。
- 第25条 評議員会に議長、副議長をおく。任期はそれぞれ選挙の翌年の1月1日から3年とする。
- 2 議長、副議長は評議員の互選によりこれを定める(但し、理事・監事を除く)。
- 第26条 評議員会は年一回以上理事長がこれを召集する。
- 第27条 評議員会は評議員総数の過半数が出席しなければ議事を行い議決することができない。但し書面をもってあらかじめ委任の意志表示したものは成立要件上の出席者とみなすが、議決の賛否には加えない。
- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長これを決する。
- 3 理事長は必要と認めた場合、審議事項を書面をもって評議員に送付し、その意志を議長に提示し、議長の裁定をもって評議員会の開催に代えることができる。

第4章 委員会

- 第28条 会務運営につき必要と認められる事項に関して、理事長は理事会の議を経て委員を委嘱することができる。その任期は3年とし、再任を妨げない。定期の改選以後選出された委員の任期は残任期間とする。

第5章 会務総会

- 第29条 理事長は年次学術総会の会期中に会務総会を招集する。
- 2 理事長は会務総会において会務運営に関する報告を行う。

- 第30条 年次学術総会会長は会務総会の議長となる。
- 第31条 理事長は会務総会において決算、予算および重要事項に関する報告を行い、会員の意見を聴取する。
- 第32条 議決を必要とする総会案件は、会務総会の1ヶ月前までに資料を会員に送付しなければならない。
- 2 第1項による案件の成立には会員(正会員および学生会員)の5分の1以上が出席する総会において過半数が同意することを必要とする。但し書面をもってあらかじめ委任の意志表示した者は成立要件上の出席者と見なすが、議決の賛否には加えない。
- 3 会則の変更については総会の議決を必要とする。

第6章 年次学術総会

- 第33条 年次学術総会は年1回これを開催し、細菌学および関連領域の研究の公表、討議を行う。
- 第34条 年次学術総会会長は当該年次学術総会を主催する。
- 第35条 理事会は毎年次年度および次々年度の年次学術総会会長を会員中より推薦し、評議員会の議決を経て決定する。

第7章 支部

- 第36条 本学会に支部を置く。
支部は北海道、東北、関東、中部、関西、中国・四国および九州の7支部とする。各支部の所属地域は別に定める。
- 第37条 支部の運営は各支部の定めるところによる。
- 第38条 理事長は必要に応じ、支部長会を召集する。

第8章 学会賞

- 第39条 本学会に学会賞として、浅川賞、小林六造記念賞および黒屋奨学賞を設ける。
- 第40条 本賞に関する細部は別にこれを定める。

第9章 会誌

- 第41条 日本細菌学雑誌等の編集に関する要項は別にこれを定める。

第10章 会計

- 第42条 本学会の経費は、会費、資産より生じる利子、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 正会員の会費は年10,000円とする。
 - 3 学生会員の会費は年4,500円とする。
 - 4 賛助会員の会費は理事会において決定し、評議員会の承認を得る。
 - 5 学術集会の際には、参加者から参加費を徴収することができる。
 - 6 会誌の団体購読料は別に定める。
- 第43条 本学会の基本的な事業計画およびこれに伴う予算は、会計年度毎に理事会において審議・決定し、別に定め

る手続きにより評議員会に提出してその承認を得なければならない。

第44条 本学会の決算は会計年度毎に理事会において作成し、監事の監査を受けた後、評議員会の承認を受けなければならない。なお、理事交代時の決算は前理事会の責任においてこれを行う。

第45条 予算および決算は総会および日本細菌学雑誌等で公表するものとする。

第46条 本学会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第11章 付 則

第47条 本会則は昭和47年5月20日よりこれを施行する。
(昭和52年 4 月 6 日一部改定)
(平成 8 年 3 月27日一部改定)
(平成10年 4 月 3 日一部改定)
(平成11年 3 月26日一部改定)
(平成17年 4 月 5 日一部改定)
(平成27年3月27日一部改定)

日本細菌学会細則

第1章 評議員選挙細則

第1条 評議員の選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

- 1 理事会は理事改選の9ヵ月前までに選挙管理委員会を結成する。
- 2 選挙管理委員会は理事5名より構成され、その選出は理事の互選による。
- 3 開票にあたっては監事の立ち会いを必要とする。

第2条 選挙管理委員会は、本条第2項および第3項に該当する資格を有する選挙人および被選挙人名簿を各支部毎に作成し、速やかに日本細菌学雑誌等に公表しなければならない。

- 2 選挙人は選挙施行の年の前年までに入会しその年度の会費を納入した正会員、あるいは選挙施行年の1月末日の時点で満2年以上を経た学生会員で、かつ正会員・学生会員ともに選挙施行年度の会費を納入したものとする。
- 3 被選挙人は選挙施行の年の前年までに入会しその年度の会費を納入した正会員で、かつ選挙施行年度の会費を納入したものとする。

第3条 評議員は第2条第3項で定める被選挙人の中から同条第2項で定める選挙人によって選挙で決定する。

- ~~2 評議員の選出は支部別選出と全国区選出とする。~~
- ~~3 支部別選出評議員の選挙においては、選挙権および被選挙権の行使は、その会員の主たる勤務場所の属する支部とする。全国区選出評議員は所属支部を考慮することなく全国の被選挙人より選出される。~~
- ~~4 2 支部別選出される評議員数は、各支部会員総数~~

~~に30を除いた数と5名のうち多い方とし、各支部ごとに定める。名に1名の割で選挙毎に定数を定める。端数は切り上げ切り捨てとする。~~

~~5 全国区選出数は50名とする。~~

~~6 3 前項でいう各支部に所属する都道府県は次の通りとする。~~

北海道支部：北海道

東北支部：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東支部：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、長野

中部支部：新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知

関西支部：滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、和歌山、三重

中国・四国支部：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州支部：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

~~7 4 投票は無記名で選挙人の所属する当該支部の被選挙人の中から3名を連記、全国区全支部の被選挙人の中から23名を選び無記名郵送によって行う、所定の方法によって投票する。~~

第4条 ~~全国区選出~~評議員の当選は~~全国区票を集計し、被選挙人の各所属支部の定数を満たすまでの~~得票数順とする。

~~2 支部別選出評議員の当選は各支部毎の得票数順とする。ただしそのものが全国区選出評議員としての当選者である場合は、次点者を繰り上げて当選とする。~~

~~32 全国区、支部別いずれの場合も~~得票同数のときは抽選により~~当選者~~を決定する。

第5条 選挙管理委員会は第2条に定めた名簿公表後速やかに評議員の選出を完了しなければならない。

2 選挙期日並びに結果は日本細菌学雑誌等に公表しなければならない。

第6条 当選者はやむを得ぬ理由のある場合、選挙管理委員会あてにその旨を書面に附して提出し、辞退することができる。辞退の申し出は通知を受けてから1週間以内に行なければならない。

第7条 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選とする。

第8条 評議員定数に欠員が生じた場合も、~~支部選出評議員、全国区選出評議員にかかわらず~~任期中は補充しないこととする。

第9条 ~~支部別選出~~評議員が任期中に他支部に異動した場合も、残任期間は評議員として任務を全うするものとする。

第10条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

(昭和61年 6 月27日一部改定)

(平成4年4月1日一部改定)
(平成5年3月25日一部改定)
(平成11年3月23日一部改定)
(平成19年3月25日一部改定)
(平成27年3月27日一部改定)
(平成29年3月 日一部改定)

第2章 理事選挙細則

第11条 理事の選挙に関する事務は評議員選挙細則第1条に定める選挙管理委員会が行う。開票に当たっては監事の立ち会いを必要とする。

第12条 理事の選出は、次期評議員当選者（以下評議員）を選挙人ならびに被選挙人とする投票により行う。選挙管理委員会は選挙1ヶ月前迄に各支部別、専門学系別を明記した選挙人・被選挙人（評議員）名簿を作成し、評議員に配布する。ここでいう専門学系別は評議員自らの意志表示によって決定されるものとする。

第13条 理事の定員は以下の通りとする。~~選出は、各支部毎に選出される支部別選出理事、および支部に関わらず専門学系別に選出される専門学系別理事に分けて行う。~~

- 2 支部別選出理事の定員は、北海道、東北、中部、関西、中国・四国、九州支部は各1名、関東支部は3名とする。
- 3 専門学系別理事の定員は、医、歯、薬、農獣医、理—工学系各1名とする。但し、評議員数が総数の~~430/20~~(端数切り捨て)に満たない学系からは選出しない。

第14条 ~~選挙人は第13条に基づき連記無記名とし、関東支部3名、それ以外の支部各1名、および医、歯、薬、農獣医、理工学系各1名を選び、所定の方法により投票する。自己と同一の支部に所属する評議員の中から1名、同じく自己の所属する専門学系の中から1名を選び、郵送により投票する。~~
~~2-1/30に満たない学系に所属する評議員は他の学系から1名を選んで投票する。~~

第15条 選挙の結果、次のものを当選者とする。

- 1 支部・専門学系の区別なく全てを開票し、それぞれの専門学系の最高得票者を専門学系選出理事当選とする。
- 2 支部選出理事の当選者は、場合はそれぞれの支部毎の最高得票者をもって当選とする。 関東支部の場合は上位3名を当選とする。ただし、そのものが専門学系別選出理事としての当選者でもある場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。
- 2 ~~専門学系別選出理事の場合は全国集計により、それぞれの専門学系の最高得票者をもって当選とする。~~
- 3 得票数が同じ時は抽選により当選者を決定する。

第16条 当選者はやむを得ない理由のある場合、選挙管理委員会あてにその旨を書面に附して提出し、辞退するこ

とができる。辞退の申し出は通知を受けてから1週間以内にしなければならない。

2 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選とする。

第17条 定期改選以後に理事に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げてこれにあてる。その任期は前任者の残任期間とし、1期と計算する。

第18条 選挙管理委員会は評議員の選出完了後、2ヶ月以内に理事の選出手続きを完了しなければならない。

第19条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

(昭和61年6月27日一部改定)

(平成4年4月1日一部改定)

(平成8年3月26日一部改定)

(平成11年3月23日一部改定)

(平成27年3月27日一部改定)

(平成29年3月 日一部改定)

第3章 監事選挙細則

第20条 監事の選挙に関する事務は評議員選挙細則第1条に定める選挙管理委員会が行う。開票に当たっては監事の立ち会いを必要とする。

第21条 監事は2名とし、選挙は次期評議員当選者（以下評議員）を選挙人ならびに被選挙人として行う。ただし、年次学術総会長、理事長、理事は監事となることができない。

第22条 監事は所属支部に関係なく、全評議員中より選出される。選挙の方法は郵便投票所定の方法（単記、無記名）による。

第23条 選挙の結果、得票数の上位2名を当選者とする。得票数が同じ時は、選挙管理委員会における抽選により当選者を決定する。

第24条 当選者はやむを得ない理由のある場合、選挙管理委員会あてにその旨を書面に附して提出し、辞退することができる。辞退の申し出は通知を受けてから1週間以内にしなければならない。

2 当選者が辞退した場合は次点者を繰り上げて当選者とする。

第25条 定期改選以後に監事に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げてこれにあてる。その任期は前任者の残任期間とする。

第26条 選挙管理委員会は理事の選出完了後、2ヶ月以内に監事の選出手続きを完了しなければならない。

第27条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

(平成4年4月1日一部改定)

(平成11年3月23日一部改定)

(平成27年3月27日一部改定)

(平成29年3月 日一部改定)

第4章 評議員会の議長および副議長選挙細則

- 第28条 評議員会の議長および副議長の選挙に関する事務は、評議員選挙細則第1条に定める選挙管理委員会が行う。開票に当たっては監事の立ち会いを必要とする。
- 第29条 議長および副議長は次期評議員当選者を選挙人ならびに被選挙人とする選挙により選ばれる。但し、理事長、理事、監事は議長、副議長になることができない。
- 第30条 議長および副議長の選挙の方法は、郵便投票所定の方法（それぞれ1名ずつを記名、無記名）による。
- 第31条 選挙の結果、得票数が同じ時は、選挙管理委員会における抽選により当選者を決定する。議長当選者が副議長にも当選した場合は、副議長の次点者を繰り上げて当選者とする。
- 第32条 当選者はやむを得ない理由のある場合、選挙管理委員会あてにその旨を書面に附して提出し、辞退することができる。辞退の申し出は通知を受けてから1週間以内にしなければならない。
- 2 当選者が辞退した場合、次点者を繰り上げて当選者とする。
- 第33条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

付 則

1. 評議員会の議長ならびに副議長の選挙は監事選挙と同時に進行。
2. 議長、副議長当選者が監事にも当選した場合、次点者を繰り上げて議長、副議長とする。

(平成11年3月23日制定)

(平成27年3月27日一部改定)

第5章 名誉会員選考細則

- 第34条 本学会は本学会の事業に多大な貢献をした会員を名誉会員として推薦する。名誉会員は次の2種類とする。
- 2 名誉会員（以下名誉会員） 本会に特に功労のあった会員で、原則として70歳以上、推薦を受けた時点で本会の役職についておらず、第35条の規定をみたすもの。
 - 3 特別名誉会員（以下特別名誉会員） 上記に該当しないもので、我が国の細菌学および関連領域の研究、また学会に顕著な貢献をしたもの。
- 第35条 名誉会員として推薦を受けるものは、原則として30年以上の会員歴を有し、その顕著な業績により細菌学およびその関連領域の研究の進歩に多大な貢献をしたもので、以下の各号のうちいずれかに該当するものとする。
- 2 本学会に理事長または年次学術総会長として貢献したものの。
 - 3 本学会に役員（理事、監事、評議員）または支部長

として合計12年以上貢献したものの。但し、同一期間に評議員とその他の役員もしくは支部長を兼任した場合、その期間は重複して加算しないものとする。

- 第36条 名誉会員候補者の推薦は、評議員5名以上の連名推薦届によって成立する。特別名誉会員は理事会において推薦を受ける。
- 第37条 名誉会員候補者は名誉会員選考委員会において選考され、理事会において決定される。特別名誉会員は評議員会の議を経て決定される。
- 第38条 名誉会員選考委員および委員会の運営。
- 2 名誉会員選考委員会は評議員により、評議員中から選出された委員6名（ただし理事長、監事を除く）をもって構成される。委員長は委員の互選による。委員の任期は3年とし、毎年2名ずつを新たに選出する。連続しての再任は行わない。
 - 3 選考委員の選出および委員会の運営については内規に定める。
- 第39条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。
- (平成4年4月 1 日一部改定)
(平成11年3月23日一部改定)
(平成14年9月20日一部改定)
(平成17年4月 5 日一部改定)
(平成27年3月27日一部改定)

第6章 学会賞選考細則

- 第40条 本学会は会員の業績を顕彰し、細菌学およびその関連領域の科学に対する研究を奨励するため学会賞をもうける。
- 第41条 学会賞は浅川賞、小林六造記念賞（略称：小林賞）および黒屋奨学賞（略称：黒屋賞）の3種類とする。
- 第42条 浅川賞は優秀なる研究業績を発表した本学会会員に対し、小林賞は優秀なる研究業績を発表した50歳未満の本学会会員に対し、また黒屋賞は細菌学およびその関連領域の科学に対する研究の発展に寄与しつつある40歳未満の新進気鋭の本学会会員に対し、本学会総会において授与するものとする。
- 第43条 浅川賞、小林賞、黒屋賞は賞状並びに副賞よりなる。浅川賞の副賞は北里研究所研究奨励基金より寄贈される記念メダルおよび賞金をもってこれに当てる。小林賞の副賞は北里研究所研究奨励基金より寄贈される記念メダルおよび日本細菌学会小林賞基金から支出される賞金をもってこれに当てる。黒屋賞の副賞は日本細菌学会黒屋奨学賞基金より支出される賞金をもってこれに当てる。
- 第44条 浅川賞受賞者は受賞後、総会において記念講演を行う。また浅川賞受賞者と小林賞受賞者は受賞業績内容を日本細菌学雑誌または Microbiology and Immunology 誌に掲載する。黒屋賞受賞者は受賞業績

内容を日本細菌学雑誌に掲載する。

第45条 学会賞は下記の要領により選考される。

- (1) 浅川賞および小林賞受賞業績の範囲は、原則として本学会において発表された業績とする。黒屋賞受賞業績の範囲は、細菌学を中心とした微生物学に関係する雑誌および本学会において発表されたもので受賞者により主導性をもって行われた業績とする。
- (2) 受賞業績は、個人研究または共同研究のいずれでもよい。
- (3) 受賞対象者は個人とし、浅川賞は1名、小林賞は2名(1件1名)以内、黒屋賞は4名(1件1名)以内とする。
- (4) 小林賞受賞候補者は受賞の前年の4月1日現在で50歳に達していない者、かつ推薦締切日(7月30日)の前年同日において大学等の教授相当の職に就いていない者とする。黒屋賞受賞候補者は受賞の前年の4月1日現在で40歳に達していない者とする。
- (5) 小林賞および黒屋賞の選考においては、本学会での活動状況も評価材料として考慮する。その基準については別途定める。

第46条 学会賞受賞候補者の推薦は、本学会評議員1名とする。

第47条 学会賞選考委員会は受賞者を選考し、その結果を理事会に口頭および文書で報告し、理事会において決定する。

第48条 学会賞選考委員および委員会の運営。

- (1) 学会賞選考委員は評議員により、評議員中から選出された委員9名(但し理事長および監事を除く)をもって構成される。委員長は委員の互選による。委員の任期は3年とし、毎年3名を新たに選出する。連続しての再任は行わない。
- (2) 選考委員の選出および委員会の運営については内規に定める。

第49条 学会賞推薦の要項は別にこれを定める。

第50条 本細則の改訂は理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

(平成11年3月23日改定)

(平成15年3月31日一部改定)

(平成19年3月25日一部改定)

(平成23年9月8日一部改定)

(平成27年3月27日一部改定)

日本細菌学会内規

第1章 評議員会運営内規

第1条 評議員会の議長および副議長選挙細則に基づき選出された議長は、評議員会の議長となる。副議長は議長を助け、必要に応じて議長の任務を代行する。

第2条 理事長、理事、監事たる評議員は評議員会の投票に参加しない。

第3条 評議員会終了後、議事録担当理事は速やかに議事録

(案)を作成し、理事長、理事、評議員会議長、副議長の校閲を受ける。最終議事録は理事長および学会事務局の確認を得る。

第4条 前記3項で承認された議事録は、日本細菌学雑誌等へ掲載するものとする。

第5条 本内規の改定は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。

(平成11年3月23日改訂)

第2章 理事会運営内規

第6条 理事会の開催に当たり、理事長は原則として監事、当該年、次年および次次の年次学術総会長を出席せしめるものとする。

第7条 前条の監事および年次学術総会長は理事会の決議には加わらないものとする。但し、理事が年次学術総会長を兼ねている場合はこの限りではない。

第8条 理事会開催に当たり、理事長はあらかじめ書面をもって議事案件および必要な資料を各理事に送付しなければならない。ただし、緊急を要する問題については、当日これを議案に加えることができる。

第9条 理事会終了後、議事録担当理事は速やかに議事録(案)を作成し、理事長、および理事、監事の校閲を受けた後、最終議事録を理事長、理事、監事、理事会に出席する総会長、評議員会議長、副議長ならびに学会事務局へ送付するものとする。

第10条 前記4項で承認された議事録は、日本細菌学雑誌等へ掲載するものとする。第11条 本内規の改定は、理事会において決議するものとする。

(平成11年3月23日改訂)

(平成27年3月27日一部改定)

第3章 支部長会運営内規

第12条 支部長会は各支部間および理事会と緊密に連携して相互に情報を交換し、諸種の問題点を解決し、各支部の発展を期するとともに、本学会の円滑かつ機能的な運営に資することを目的とする。

第13条 支部長会の議長は、総会時の支部長の互選により選出する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

第14条 支部長会は総会時に開催するほか、臨時に開催することができる。臨時支部長会の召集は理事長が行う。

第15条 支部長会には理事長、および支部業務担当理事のほか、議事の必要に応じて各担当理事が出席する。

第16条 支部長会の議事録は理事会が作成し、議長の校閲を得て日本細菌学雑誌等に掲載するものとする。

第17条 本内規の改定は理事会において行い、支部長会の承認を得るものとする。

(平成11年1月9日一部改定)

(平成27年3月27日一部改定)

第4章 予算ならびに決算に関する内規

- 第18条 予算ならびに決算は年次学術総会時における評議員会でこれを審議・決定する。
- 第19条 予算案ならびに決算案は1月末までに理事会でこれを決定し、監事の意見をつけて日本細菌学雑誌等に掲載する。
- 第20条 会計年度当初(本学会の会計年度は1月-12月)の1月から予算の成立までの期間における予算の執行は、理事会案に基づき、その枠内で暫定的に行う。
- 第21条 評議員会において、案の承認がなされなかった場合、理事会はその意見に基づいて再度案を作成し、書面をもって評議員にこれを送付する。可否の投票は郵送にて行い、過半数の賛成をもって成立とする。
- 第22条 役員交代時の決算案の作成ならびに評議員会への提案は、前理事会がこれを行う。
- 第23条 本内規の改定は、理事会において決議するものとする。
(平成11年1月9日制定)
(平成27年3月27日一部改定)

第5章 学会賞選考委員会委員の選出および委員会の運営に関する内規

- 第24条 委員の選出は評議員の互選による。但し、理事長、監事および前年度をもって任期を終了した委員は被選挙権はないが、選挙権は認めることとする。
- 第25条 選挙は、できるだけ異なった専門領域および機関から選び、3名連記とする。
- 第26条 選挙に関する事務は選挙担当理事がこれを行う。
- 第27条 得票数が同数の場合には抽選により決定する。次点者の決定も同様に行う。
- 第28条 学会賞選考委員会(以下委員会)は、浅川賞、小林六造記念賞、黒屋奨学賞の受賞候補者を学会賞選考細則にしたがって選考する。
- 第29条 委員は原則として、推薦者になることはできない。
- 第30条 委員が各賞の被推薦者となった場合は委員を辞任するものとする。委員に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げて当選とする。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第31条 提出された推薦書類について、理事長はあらかじめ推薦要項に合致していることを確認し、各委員へ配布するものとする。
- 第32条 委員長は各被推薦者の業績について正および副の2人の担当委員を決め、委員会で業績の紹介を委任する。
- 第33条 委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立する。やむを得ず欠席する委員は委員長に詳細な意見をあらかじめ文書で提出する。ただし、この意見は採否の議決には加えない。
- 第34条 委員会は1回以上開くものとする。
- 第35条 被推薦者が死亡した場合も選考を継続する。
- 第36条 委員長は選考経過、理由および結果について書面およ

び口頭で理事会へ報告する。

- 第37条 理事長は理事会の議決を経た後、評議員会ならびに総会において、選考経過、理由および結果を報告する。
- 第38条 本内規の改定は理事会において決議するものとする。
(平成11年1月9日制定)
(平成11年5月7日一部改定)
(平成27年3月27日一部改定)

第6章 名誉会員選考委員会委員の選出および委員会の運営に関する内規

- 第39条 委員の選出は評議員の互選による。但し、理事長、監事および前年度をもって任期を終了した委員は被選挙権はないが、選挙権は認めることとする。
- 第40条 選挙は、できるだけ異なった専門領域および機関から選び、2名連記とする。
- 第41条 選挙に関する事務は選挙担当理事がこれを行う。
- 第42条 得票数が同数の場合には抽選により決定する。次点者の決定も同様に行う。
- 第43条 委員に欠員が生じた場合、次点者を繰り上げてこれに当てる。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第44条 名誉会員選考委員会(以下委員会)は、名誉会員を名誉会員選考細則にしたがって選考する。
- 第45条 提出された推薦書類について、理事長はあらかじめ推薦要項に合致していることを確認し、各委員へ配布するものとする。
- 第46条 委員長は各被推薦者の業績ならびに資格について正および副の2人の担当委員を決め、委員会での紹介を委任する。
- 第47条 委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立する。やむを得ず欠席する委員は委員長に詳細な意見をあらかじめ文書で提出する。ただし、この意見は議決には加えない。
- 第48条 委員会は1回以上開くものとする。
- 第49条 委員長は選考経過、理由および結果について書面および口頭で理事会へ報告する。
- 第50条 理事長は理事会の議決を経た後、評議員会ならびに総会において結果を報告する。
- 第51条 本内規の改定は理事会において決議するものとする。
(平成11年1月9日制定)
(平成11年5月7日一部改定)
(平成17年4月5日一部改定)
(平成27年3月27日一部改定)

第7章 日本細菌学会員の倫理および利益相反(COI)に関する内規

- 第52条 本会会員の研究内容は倫理的に公正なものでなくてはならない。そのために、会員が研究内容を学術集会および日本細菌学雑誌等に発表する際のCOI開示の基準およびその開示方法を定める。

- 第53条 COI 自己申告の基準を別途定める。
- 第54条 学術集会および日本細菌学雑誌等での発表に際し、筆頭発表者および研究責任者は当該発表内容がCOI 自己申告の基準に基づき、申告すべきCOI 状態の有無を開示しなくてはならない。
- 第55条 第54条の申告義務のある者が、COI状態の申告および開示をしない場合、虚偽の申告および開示を行った場合、あるいは申告内容について疑義もしくは社会的・道義的問題が生じた場合、理事会は利益相反委員会に対し、その問題に関して事実関係の調査と審議を要請し、報告を求めることができる。
- 第56条 第55条の手続きを経て、本内規に違反する行為があったと認められた場合は、利益相反委員会および理事会の議を経て当該者に罰則処置を行う。
- 第57条 本内規の改訂は理事会において決議するものとする。
(平成27年3月27日制定)

第8章 日本細菌学会員の研究における不正行為への対応に関する内規

- 第58条 この内規は、本学会が研究者コミュニティの適切な研究活動を支える倫理規範の確立を目指し、本学会の会員による研究活動の不正行為に疑惑が指摘されたときに対応するため、調査手続きや調査委員会の設置等に関する必要な事項を定めるものである。
- 第59条 この内規の対象とする不正行為は、会員により発表された研究成果のなかに示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、および盗用である。ただし、故意によるものでないことが根拠を持って明らかにされたものは不正行為に当たらない。
- 第60条 本学会は、不正行為に関して申立ておよび情報提供ならびに本内規にかかわる相談、照会等に対応するための受付窓口を事務局に設置する。この場合において、受付窓口の責任者は理事長とする。
- 第61条 原則として申立ては顕名により行われ、不正行為の疑義申立ての対象者すなわち不正行為を行ったとする会員（以下「申立て対象者」という。）、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理的理由が示されているもののみを受付ける。ただし、匿名の申立ての場合であっても、内容に応じ顕名の申立てに準じた取扱いをすることができる。
- 第62条 不正行為の申立てに際して受付窓口へ寄せられた申立者、申立て対象者、申立て内容および調査内容等は調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底する。また、申立者および調査に協力した者に対して、申立てまたは情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分配慮する。
- 第63条 不正行為の疑義申立て受付において、悪意に基づく告発防止のため、申立ては原則として顕名とすること、不正とする科学的合理的根拠を示すことが必要であること、申立者に調査に協力を求める場合があ
- ること、また、調査の結果、悪意に基づく申立てであったと判明した場合、氏名の公表や、刑事告発等がありうることを周知する。
- 第64条 疑義の申立てを受けた場合、申立者の身分、申立ての形式に関わらず理事長は申立てられた内容について予備調査を行う。また、申立ての有無に関わらず、会員の不正行為の疑惑が、マスコミ報道、研究者コミュニティ等で明らかとなり理事長が必要と認めた場合、その内容について予備調査を行う。
- 第65条 予備調査の結果から本調査が必要と判断した場合、理事長は調査委員会（以下「委員会」という。）を設置できる。委員会は委員長および委員をもって組織し、委員長は理事長が指名する。
- 第66条 委員会は少なくとも3名以上の正会員から構成する。必要に応じて、当該の研究領域から見て不正行為を審査するに必要な知識と経験を有する者、社会面および法律面から見て不正行為を審査するのに必要な知識と経験を有する者、その他委員会が必要と認められた者を委員に加えることができる。ただし、申立者および対象となる研究発表の共著者は、委員に加わることができない。
- 第67条 委員会の構成員その他この内規に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 第68条 委員会は本調査を通じて不正行為の有無について審議し、調査開始後相当の期間内に調査した内容をまとめ、申立て対象者の所属教育・研究機関（以下「所属機関」という。）および管轄省庁等への当該事案の報告の必要性を検討する。ただし、当該調査に基づく不正行為の認定審議および裁定は行わないものとする。
- 第69条 理事長は、調査委員会の審査結果をもって申立てに係わる疑義が晴れない場合において、申立て対象者の所属機関および管轄省庁等への当該事案の報告を行うものとする。また、所属機関における不正行為の認定に応じて、本学会会則の定めるところに従い理事会および評議員会の議決を経て当該会員にしかるべき処分を科することができる。
- 第70条 本内規の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。
(平成22年3月26日制定)
(平成27年3月27日一部改定)

第9章 日本細菌学会会員死亡に対する弔意内規

会員の逝去に対しては、本学会より下記の要領により弔意を表すものとする。

- 第71条 日本細菌学会総会の際、名誉会員、正会員、学生会員の死亡に対して会長より報告し、一同黙祷を捧げて弔意を表す。

第72条 名誉会員の場合は、遺族の意向により理事長、理事
または支部長が弔辞を述べる。場合によっては弔電
等で代える。

第73条 名誉会員の場合は、日本細菌学雑誌等に写真及び弔
辞を掲載する。

第74条 会員歴20年以上を有する理事（現職および経験者）
には遺族の意向により、弔辞または弔電をおくる。

第75条 本内規の改定は理事会において決議するものとする。

（平成10年1月31日一部改定）

（平成27年3月27日一部改定）